

鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業
要求水準書

令和8年7月
鈴鹿市

第1章 総則

1 適用範囲

(1) 本要求水準書は、鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業（以下「本事業」という。）において、プロポーザルの参加者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。

(2) 契約図書間に相違がある場合の優先順位は、下記の順位とする。

ア 本事業における募集要項を含む公募書類及び質疑回答書

イ 本要求水準書

(3) 本事業で準用する一般共通仕様書は下記のものとする。なお、提案時点における各共通仕様書は最新のものとする。

ア 三重県公共工事共通仕様書（三重県）

イ 土木工事共通仕様書（国土交通省）

ウ 公園緑地工事共通仕様書（国土交通省）

(4) 受注者は、この仕様書に定めのないものに対して、発注者と協議の上、本事業の遂行上必要と認められるものについては受注者の責務においてこれを行うものとする。

2 目的

本プロポーザルで提案を求める遊具は、本市が管理する公園の中で最も大きく、鈴鹿フラワーパークが開園して以来多くの利用者に親しまれるなど人気がある大型複合遊具の更新を図るものである。

当該遊具は、設置後おおよそ25年が経過し、随所に不具合が発生しており、利用者の安全を図るために、更新が必要となってきた。

そのため、本事業は、公募により、新たに公園のシンボリックな施設となる魅力的な遊具を設置し、これまで以上に多くの子どもたちが、長く楽し

める特色ある施設とすることを目指すものである。

3 施工場所

鈴鹿フラワーパーク

鈴鹿市加佐登町地内

※詳細は、別添位置図1及び2のとおり

4 施工期間

契約締結の議決から令和11年3月9日（金）まで

※国の社会資本整備総合交付金を活用することを前提としているため、
交付金の決定額によっては、期間が短縮になることもある。

5 その他

- (1) 受注者は、本事業の着手に先立ち、施工に係る技術者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。技術者は参加表明書提出時の配置予定技術者を原則とする。
- (2) 前項に示す技術者の専任期間は、契約締結後の遊具製作期間など、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）を含まない。（技術者の配置を要しない。）
- (3) 現場代理人は、現場施工の期間は工事現場に常駐すること。

第2章 事業内容

1 事業内容等

- (1) 実施設計

- (2) 遊具設置工事（製品本体の工場製作（工場検査等を含む。）、基礎工事、現場搬入、組立据付）
- (3) 安全施設設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット（接着型）、安全柵等）
- (4) 遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための土地造成・整地等）
- (5) 遊具資材搬入等に伴う仮設道整備工事（必要に応じて。）
- (6) 使用上の注意看板等設置工事
 - ※企業版ふるさと納税の活用を予定しているため、必要に応じて寄附事業者名を掲載する看板も設置する。
- (7) 各種申請書の作成及びその協議（必要に応じて。）
- (8) その他
 - 提案上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

2 要求要件

【目的物に関する事項】

(1) 提案上限額

330,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※「1 事業内容等」の全てを含む。

※賃金または物価変動に関する取扱いについて

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については、次の適用方針とする。

ア 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更を適用する当初の単価及び数量は、「初回に提出され、確認された設計図面等」

による。なお、既に変更請求を行っている場合には前回の変更基準日時点とする。

※設計図面等とは、設計図面や機労材別の単価や数量が分かる明細書などをいう。

イ 積算基準額が明確でない工種等の見積もりについて、機労材別で明細を提出せず、一式にて計上されている工種等については請求の対象外とする。

(2) テーマ・コンセプト

ア 鈴鹿市で最も大きな遊具として、独創性、シンボル性やインパクトがあり、公園の特性等に合ったものとなっている。

イ こどもたちが遊びを通して心身の発育発達や自主性、創造性、社会性などを身につけていくことができる遊具とする。

ウ 年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しむことができるいわゆるインクルーシブに配慮した工夫を行い、こどもの発達年齢に合わせたいろいろな遊びの形態が提案され、こどもが冒険心を持ちチャレンジしたくなるような要素となっているものとする。

(3) 維持管理

ア 遊具の材質・塗装は、標準使用期間が担保される耐久性のある材料を使用するものとし、使用期間が長寿命化するように耐久性が優れたものとする。

部材については、木材の使用を控えることとし、支柱などの主要構造材は、耐腐食性に優れた鋼材とする。

特に地際部は劣化が進行しやすいため、長寿命化を考慮した材質や構造とする。

基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすることとする。

イ 維持管理（交換・修理）がしやすい構造とし、材料は一般的に入手しやすいものを使用し、補修や部材交換等のメンテナンス性に優れているものとする。

ウ 設置後の維持管理費の縮減が優れているものとする。

（４）安全に対する配慮

ア 遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット（接着型）、安全柵等を適切に配置するなど、こどもたちが安全に安心して遊具で遊べるように安全に対する配慮がなされており、またこどもたちの予期しない遊びに対する安全対策が十分に行われているものとする。

イ こどもの様子を安心して見守ることができ、必要な時には手助けができるよう視認性が高く、保護者の動線等の配慮がされている。

（５）その他

ア 工事により移設や撤去が必要な施設（樹木等）があれば、契約金額の範囲内で対応すること。ただし、移設や撤去は必要最小限の範囲内で行うものとする。

イ 遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（国土交通省）、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別冊：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（JPFASP-S:2024）」（（一社）日本公園施設業協会）に準拠することとする。

ウ （一社）日本公園施設業協会 SP マーク及び SPL マーク表示認定企業の製品とすることとする。

エ （一社）日本公園施設業協会の公園施設賠償責任保険に加入した製品とすることとする。

- オ (一社)日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する者が監理のもと、遊具の設置・組立を行うこととする。
- カ 遊具設置後は、初期点検を行い、安全性を確認すること。
- キ 原則、既存遊具と同程度の機能・規模とし、現状に比べ過度でない更新とすること。ただし、必要があるときは、既存遊具の機能強化または機能転換をするものとする。(国の社会資本整備総合交付金を活用するため。)
- ク 周辺の景観(公園施設の整備内容)や公園特性に合った遊具設置・空間づくり(遊具の形状、色調、配置等)に配慮すること。
- ケ 専門性が問われない工種について、下請契約を締結する場合は、相手方を鈴鹿市内に本店を有する者をできる限り活用すること。

【施工に関する事項】

(提出書類)

(1) 施工計画

工程計画、施工方法等については、第1章1(3)に示した一般共通仕様書に従って提出すること。

(2) 設計図面等

設計図面等を施工前に提出し、確認を受けてから着手すること。

設計図面と合わせて、機労材別の単価や数量の明細書を提出すること。(※「2 要求要件【目的物に関する事項】(1)提案上限額※賃金または物価変動に関する取扱いについて」に注意)

(3) 建設副産物

現場より発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再

資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和45年法律第137号）を遵守し、適正に処分すること。

（4）工事カルテ作成・登録について

契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に工事实績情報サービス（CORINS）に受注登録を行わなければならない。工期、技術者、契約金額等の変更があった場合や竣工時においても登録を行わなければならない。

（5）工事看板

ア 工事標示板に表示する工事期間について、実際に現地で工事に着手する（測量等準備期間を除く）工事期間を明示すること。（契約工期としない）

イ コスト表示を明示すること。

ウ 設置後速やかに監督員に表示内容が分かる写真を提出すること。

（施工条件）

（1）搬入道路

必要に応じて養生等による適切な対応を行うこと。

※公園東側の橋梁（高塚216号線：別添「位置図3」）は大型車通行不可。

（2）公園内の維持管理業務や他工事等との調整

本工事と並行して行われる公園内の維持管理業務や他の工事等との調整を図ること。

（3）工事中の安全確保

公園利用者の安全を第一に考え工事箇所のバリケード、工事看板の設

置、工事車両の誘導及び公園内の移動は、ハザードランプを点灯させ、最徐行での走行を徹底するとともに、公園周辺における歩行者の安全確保や近隣への騒音・粉塵対策、公共交通の支障とならないように配慮すること。

公園内外に関わらず、既設の道路舗装を傷つける恐れがある搬入車両の通行については、舗装を傷つけないよう養生等による適切な対応を行うとともに、通行の際には徐行を心がけ、近隣住民から苦情が出ることがないように安全運転に十分留意すること。

大型資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をするとともに、責任を持って安全の確保に努めること。

(4) 周辺環境

白濁した排水など誤解を招く排水や粉塵の飛散には十分に注意を払うこと。

(5) 関係法令の遵守

事業の実施にあたり、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。